

公益通報者保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

(窓口)

第2条 社員等からの通報を受け付ける窓口および法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口は、別に定めるコンプライアンス規程に記載のとおりとする。

(通報の方法)

第3条 通報窓口および相談窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

(通報者および相談者)

第4条 通報窓口および相談窓口の利用者は当社の社員・契約社員・パート・アルバイト・派遣社員・退職者および当社の取引事業者の社員とする。

(調査)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査はコンプライアンス担当取締役またはコンプライアンス統括部門が行う。

- 2 責任者は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第6条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、会社は速やかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

(社内処分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、会社は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第9条 会社は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 会社は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を取らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合に

は、就業規則に従って処分を課することができる。

(個人情報保護)

第 10 条 会社および本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならない。会社は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って処分を課することができる。

(通 知)

第 11 条 会社は、通報者に対して、調査結果および是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第 12 条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。会社は、そのような通報を行った者に対し、就業規則に従って処分を課することができる。

(相談または通報を受けた者の責務)

第 13 条 通報処理担当者に限らず、相談または通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第 4 章 付 則

(改廃等)

第 14 条 本規程の改廃は、取締役会が決定する。

(施 行)

第 15 条 本規程は、平成 21 年 2 月 2 日より施行する。

本規程は、令和 5 年 5 月 25 日に改定、施行する。